

原議保存期間10年
(平成35年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局 課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁甲官発第153号
平成24年4月23日
警察庁長官

「長崎県西海市西彼町における女性2名被害の殺人事件」をめぐる一連の対応の問題点を踏まえた「警察改革の精神」の再徹底等について

本年3月22日、標記殺人事件に関し、千葉県習志野警察署において同事件に先立つ傷害事件の捜査を担当した警察署員が、被害届の受理を先送りした一方で、警察署のレクリエーション旅行に参加したこと、千葉県警察、三重県警察及び長崎県警察が作成・公表した標記殺人事件に関する報告書に旅行に関する事項が記載されていないことなどが報じられた。

千葉県警察は、同月23日、監察部門を主体とする体制を編成し、旅行が実施された経緯、捜査等に与えた影響の有無、報告書に旅行に関する事項が記載されなかった理由等につき調査を開始し、本日、当該調査結果である「習志野警察署のレクリエーション旅行が捜査等に及ぼした影響と旅行に関する報告の経緯等」(別添)を発表した。

別添報告書においては、千葉県警察における組織運営の観点からの問題点の一つとして、「警察改革の精神」の不徹底が挙げられ、その中で、警察改革要綱に掲げられた「国民のための警察の確立」に関する事項として、警察安全相談への対応における問題点が指摘され、「警察の自浄機能の強化」に関する事項として、標記殺人事件に係る前回の検証の不十分さが指摘されている。

各位にあっては、別添報告書に挙げられた組織運営の観点からの問題点を自らのものとして受け止め、各都道府県警察における実情を改めて確認の上、必要な施策を講じるとともに、「警察改革の精神」を組織に内在化させるための取組をより一層強化されたい。

この際、都道府県警察による都道府県公安委員会に対する報告が積極的に行われ、都道府県公安委員会による管理が効果的になされることが重要であることから、各位にあっては、自ら都道府県公安委員会となお一層の意思疎通を図るとともに、都道府県公安委員会との間でかかる関係が維持されるよう留意されたい。